

## ～解体工事を行うみなさんへ～

### 枚方市建築物の解体工事に伴う 事前周知等に係る指導に関する要綱 —手 引 き—

解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんの発生に起因する住民と発注者等との間における紛争等を未然に防止するため、「枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱」を制定しました。

解体工事を行う場合、周辺住民へ解体工事の内容等について説明を行ってください。

# 1 目的

この要綱は、解体工事を行う事業者が講ずるべき当該工事に関する事前周知の措置及び標識の設置の実施に係る指導基準を定め、当該工事に係る情報提供を促進することにより、当該工事に伴う騒音、振動及び粉じんの発生に起因するトラブルを未然に防止することを目的としています。

## 2 対象とする解体工事

建築物の解体工事で、次のいずれかに該当する場合に対象となります。

- (1) 解体工事に係る床面積の合計が80㎡以上のもの
- (2) 法令で規定する特定建設作業を行なうもの

## 3 用語の解説

- 解体工事とは  
建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の全部又は一部を解体する工事をいいます。
- 発注者等とは  
解体工事の請負契約に係る発注者、元請負人及び下請負人並びに請負契約によらずに解体工事を行う者をいいます。
- 石綿含有建築材料とは  
吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿を含有する板状に成形された建築材料（樹脂により被覆され、又は固形化されているものを除く。）で、当該建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が0.1パーセントを超えるものをいいます。

## 4 事前周知について

- (1) 事前周知の措置の実施  
発注者等は、解体工事を行うときは、工事開始の開始前（解体工事に係る建築物に石綿含有建築材料が使用されている場合は、その石綿含有建築材料の除去工事の開始前）のできるだけ早い時期に、住民に対し、工事についての①説明資料の配布、②戸別訪問による説明又は③説明会の開催のいずれかの方法により説明してください。
- (2) 事前周知を要する範囲  
事前周知の対象は、解体建築物の敷地に隣接する居住者及び事業者です。ただし、解体工事に係る建築物の延べ床面積が500㎡以上の場合は、解体建築物の敷地境界線から30メートル以内の区域の居住者及び事業者が対象となります。
- (3) 説明する事項  
次の事項について説明をしてください。

- 工事期間及び1日の作業時間
- 作業の方法
- 騒音、振動又は粉じんの発生の防止方法
- 工事関係車両の出入口及び主な通行経路
- 周辺への安全対策
- 石綿含有建築材料(アスベスト製品)の使用の有無。使用されている場合は、除去計画と作業方法並びに石綿の飛散防止方法等
- 前記に掲げるほか、市長が必要と認める事項

## 5 標識の設置について

### (1) 標識の設置の実施

発注者等は、解体工事を行うときは、工事の開始前（解体工事に係る建築物に石綿含有建築材料が使用されている場合は、その石綿含有建築材料の除去工事の開始前）のできるだけ早い時期に、公衆に解体工事に関する計画を知らせるための標識を設置し、工事が完了するまでの間、掲示してください。

### (2) 標識の設置場所

標識は、解体工事の敷地の道路に接する部分で、公衆の見やすい場所に設置してください。

### (3) 標識の記載内容

標識には、解体工事の名称、発注者、請負者及び工事の予定期間に関する事項を記載してください（但し、発注者が個人の場合、連絡先の記入は不要です）。

### (4) 標識の維持管理

標識は、風雨のために破損又は倒壊しないように設置するとともに、記載事項が設置期間中に不鮮明にならないようにしてください。万一、破損等した場合は、速やかに補修等を行って適正に維持管理をしてください。

## 6 事前周知等の措置の報告について

発注者等は、近隣住民への事前周知の措置の実施及び標識の設置の実施を行った後、工事開始前に速やかに、当該事前周知等の内容等を記載した報告書を提出してください。なお、報告書には、事前説明の際に配布した資料等があれば添付してください。

## 7 発注者等へのお願い

- (1) 発注者等は、解体工事を行うに当たり、騒音、振動又は粉じんの発生に起因する近隣住民とのトラブルを未然に防止するため、周辺的生活環境に及ぼす影響について十分考慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないように努めてください。
- (2) 発注者等は、トラブルが生じたときは、住民の立場を尊重し、誠意を持って対応し、自主的に解決するよう努めてください。
- (3) 発注者等は、関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項に配慮して工事を行ってください。

- 工程表の作成を行い、住民に対して工事予定についての詳細な説明を行うよう努めてください。
- 工事現場の周囲には、仮囲い、シート等を設置してください。また、粉じん等が発生する場合には、散水を行う等適切な措置を講じてください。
- 騒音、振動及び粉じん等により住民の生活環境に著しい影響を与えると想定される場合には、防止対策を講じてください。
- 作業に使用する建設機械については、低騒音・低振動型の機械を使用するよう努めるとともに、低騒音、低振動工法の採用に努めてください。また、建設機械から、異常な騒音、振動が発生しないよう常に点検整備を行ってください。
- 工事現場周辺及び工事関係車両の通行経路に、必要に応じて警備員等を配置し、工事関係車両を適切に誘導するなどして、歩行者等の安全を確保してください。
- 工事関係車両については、アイドリングストップを励行するほか、住民の迷惑にならないよう、駐車場等に注意してください。

## 8 他の制度に関する問い合わせ先について

- 特定建設作業の届出
  - 吹付け石綿等除去工事に関する届出
  - 建築リサイクル法による届出
- } 環境部 環境指導課

報告書や標識の様式は、環境指導課ホームページからダウンロードできます。  
<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>

○ 標識及び報告書の記入例

※発注者が個人の場合、  
連絡先の記入は不要です。

(1) 標識の例 (要綱第4条関係)

<h2 style="color: red;">解体工事のお知らせ</h2> <p>この建築物を下記のとおり、解体します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
解体工事の名称	〇〇共同住宅解体工事 (所在地；●●町●丁目■-■)
解体工事の発注者	住所：大阪市▲▲区▲▲町3丁目2-1
	氏名：大阪▲▲建設工業(株) 代表取締役 大阪 太郎
	連絡先： 06 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
解体工事の請負者	住所：枚方市□□町1丁目2-3
	氏名：(株)■●解体 取締役社長 枚方 次郎
	連絡先： 072 (〇〇〇) 〇〇〇〇
解体工事の予定期間	平成20年 5月××日から
	平成20年 9月××日まで
備考	この解体に関してのお問い合わせ先 (株)■●解体 現場代理人；関西三郎 (072-〇〇〇-〇〇〇〇) まで、お問い合わせ下さい。
<p>この標識は、枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱第4条の規定により設置したものです。</p>	

※標識の大きさは、日本工業規格 A3以上で作成願います。

(2) 報告書の例 (要綱第5条関係)

事前周知等の措置報告書

平成20年〇〇月△△日

(あて先)  
枚方市長

報告者 住所 枚方市〇〇町1丁目2-3  
氏名 株式会社■■解体  
取締役社長 枚方 次郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 072-000-0000

枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱第3条の規定による事前周知の措置及び第4条の規定による標識の設置について、次のとおり報告します。

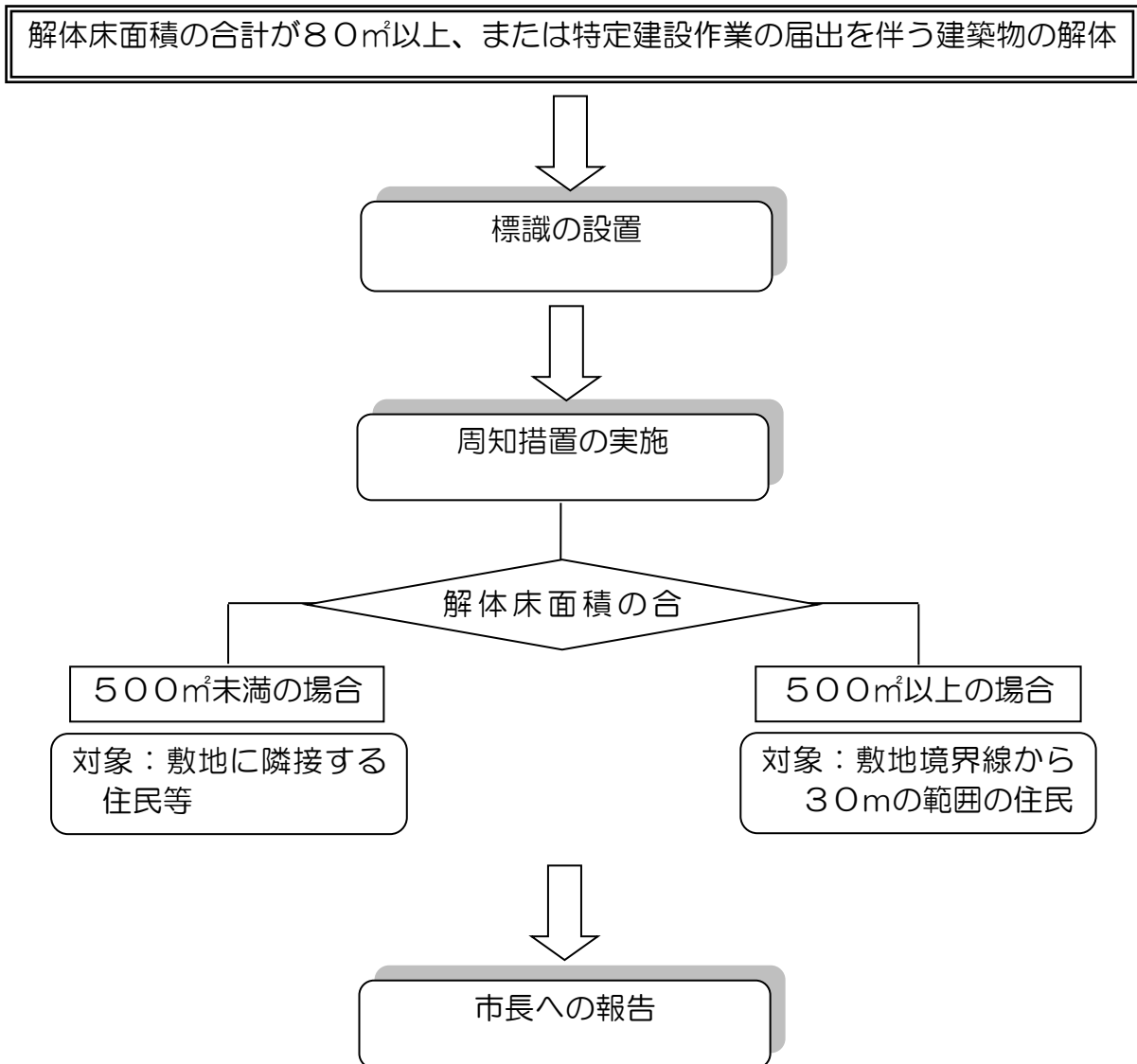
解体工事の名称	〇〇共同住宅解体工事					
解体工事の場所	枚方市●●町●丁目■-■					
解体工事の発注者の住所及び氏名並びに連絡先	大阪市▲▲区▲▲町3丁目2-1 大阪▲▲建設工業(株) 代表取締役 大阪 太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-□□□□-□□□□					
解体工事の請負者の住所及び氏名並びに連絡先	枚方市〇〇町1丁目2-3 (株)■■解体 取締役社長 枚方 次郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-000-0000					
解体建築物の概要	構造	鉄筋コンクリート造	階数	地上 5階 地下 0階	延床面積	1,500 m <sup>2</sup>
工事予定期間	平成20年〇〇月〇〇日 から 平成20年△△月△△日まで ( □□ ) 日間					
標識の設置日	平成20年□□月〇〇日	標識設置場所	解体現場入り口			
事前周知の措置	周知の方法	1 説明資料の配布 2 戸別訪問による説明 ③ 説明会の開催 (備考) 〇〇町△番地の〇〇集会所で実施				
	周知の範囲	□隣接地	☑敷地境界線から30mの範囲			
	周知実施日	平成20年〇〇月□□日～平成20年〇〇月△△日				

※周知の内容については、周知の際に配布した書類を添付してください。

### ○記載上の留意点

- 本措置報告書の報告日は、環境指導課に提出した日を記載ください。
- 報告者は、発注者、元請負人、下請負人、又は自主施工者です。報告者が、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載ください。なお、押印は不要です。
- 解体建築物の概要の構造は、木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造り、その他などを記載ください。
- 標識の設置場所の記載は、「別添のとおり」とし、写真や配置図の添付による表示も可能です。
- 事前周知の措置の「周知の方法」の備考欄には、説明会の開催場所や添付資料の記入等の場合に記載ください。
- 周知範囲は、解体延べ床面積が500㎡以上の場合、「敷地境界線から30mの範囲」を選択ください。
- 報告書は、解体工事着手前までに提出願います。

### 発注者等に求める手続き



## ＜事前周知等指導要綱条文＞

枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱

平成20年 9月 4日制定  
枚方市要綱 第54号

（目的）

第1条 この要綱は、本市において建築物の解体工事を行う事業者が講ずるべき当該工事に関する事前周知の措置及び標識の設置の措置に係る指導基準を定め、当該工事に係る情報提供を促進することにより、当該工事に伴う騒音、振動及び粉じんの発生に起因する紛争等を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 解体工事 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の全部又は一部を解体する建設工事であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該工事に係る建築物の床面積の合計が80平方メートル以上であること。

ロ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第3項、振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第3項、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第82条第2項又は枚方市公害防止条例（昭和46年枚方市条例第38号）第2条第6項に規定する特定建設作業が行われるものであること。

(2) 発注者等 解体工事の請負契約に係る発注者、元請負人及び下請負人並びに請負契約によらずに解体工事を行うものをいう。

(3) 近隣住民 解体工事に係る建築物の敷地に隣接する土地において居住する者又は事業を営む者をいう。

(4) 周辺住民 解体工事に係る建築物の敷地境界線から30メートル以内の区域において居住する者又は事業を営む者をいう。

(5) 石綿含有建築材料 次に掲げる建築材料で、当該建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が0.1パーセントを超えるものをいう。

イ 吹付け石綿

ロ 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（イに掲げるものを除く。）

ハ 石綿を含有する板状に成形された建築材料（樹脂により被覆され、又は固形化されているものを除く。）

（事前周知の措置）

第3条 市長は、解体工事を行おうとする発注者等に対し、当該解体工事の着手前（解体工事に係る建築物に石綿含有建築材料が使用されている場合にあつては、当該石綿含有建築材料の除去作業の着手前。次条において同じ。）のできるだけ早い時期に、次の各号に掲げる事項について、近隣住民（当該解体工事に係る建築物の床面積の合計が500平方メートル以上である場合にあつては、周辺住民）に対し事前周知の措置を講ずるよう求めるものとする。

(1) 工事期間及び1日の作業時間

(2) 作業の方法

(3) 騒音、振動又は粉じんの発生の防止に関し講じる措置

(4) 工事関係車両の出入口及び主な通行経路



- (5) 警備員の配置その他の周辺への安全対策
  - (6) 石綿含有建築材料の使用の有無（石綿含有建築材料が使用されている場合は、石綿含有建築材料の除去作業の期間及び内容並びに石綿の飛散防止対策）
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の事前周知の措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。
- (1) 説明資料の配布
  - (2) 戸別訪問による説明
  - (3) 説明会の開催

（標識の設置）

第4条 市長は、解体工事を行おうとする発注者等に対し、当該解体工事の着手前のできるだけ早い時期から解体工事の完了時までの間、次の各号に掲げる事項（請負契約によらずに解体工事を行うものにあつては、第1号及び第4号に掲げる事項）について記載した標識を当該解体工事の現場の公衆の見やすい位置に設置するとともに、当該標識を適切に維持管理するよう求めるものとする。

- (1) 解体工事の名称
- (2) 解体工事の発注者
- (3) 解体工事の請負者
- (4) 解体工事の予定期間

（報告）

第5条 発注者等は、第3条第1項の規定による事前周知の措置及び前条の規定による標識の設置の措置（以下「事前周知等の措置」という。）を講じたときは、当該事前周知等の措置の内容等について、解体工事の着手前に、速やかに、市長に報告するものとする。

（改善要求）

第6条 市長は、発注者等が行った事前周知等の措置が不十分であると認めるときは、当該発注者等に対し、その改善を求めるものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に着手される解体工事について適用する。

《発行・問い合わせ先》

枚方市 環境部 環境指導課

〒573-1162

枚方市田口5-1-1（穂谷川清掃工場 管理棟1階）

電話：072-841-1221（代表）

FAX：072-841-1315

E-mail：kankyoushidou@city.hirakata.osaka.jp